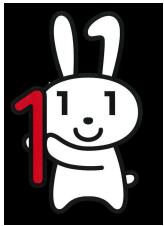


高槻ワーキングニュース



- ・マイナンバー制度がはじまります
- ・社会保険の手続きも変わります

■民間企業でもマイナンバーを取扱います。

民間企業は、従業員健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。**平成28年1月以降**は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければいけません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

国民

従業員やその扶養家族

金融機関の顧客
原稿の執筆者など

民間事業者

源泉徴収票や支払調書の作成

各種法定調書や被保険者資格取得届等に**個人番号**を記載し、行政機関等に提出します。

支払調書 (イメージ)

支払を受ける者 **個人番号 1234-****** 氏名 番号 太郎

被保険者資格取得届 (イメージ)

個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678-**-*	難波 一郎	25.4.1
9876-**-*	難波 花子	25.4.1

健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届の作成

行政機関

税務署
市区町村

年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

個人番号の提示

法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用することは出来ません。

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件の変更

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

助成額の変更（中小企業事業主）

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障がい者については、助成対象期間が延長されます。

* 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆変更対象となる助成金

- 特定就職困難者雇用開発助成金
- 高齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

◆助成対象外となる基準の追加

- 代表者などの3親等以内の親族の雇入れ
- 雇入れ前の3か月を越える実習等の実施

◆支給額の算定方法

- 実働時間に応じた支給額の算定
- 支給額の算定に必要な賃金額



詳細は、お近くの労働局・ハローワークにお問合せください。

高槻市管轄

ハローワーク茨木 Tel072-623-2551 部門コード 32 #

茨木労働基準監督署 Tel072-622-6871

雇用促進税制を、ご活用ください！

雇用者を1人増やすごとに40万円の税額控除を受けられます

雇用促進税制とは？

適用年度中※1に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の **税額控除※2**の適用が受けられる制度です。

※1：平成26年4月1日～平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成27年1月1日～平成28年12月31日まで。

※2：当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）かつ、10%以上増加させていること
- 適用年度における給与等の支給額が、***比較給与等支給額**以上であること
- 風俗営業等を営む事業主ではないこと

*比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額＋
(前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%)

確定申告までの流れ



① 用促進計画を作成・提出
適用年度開始後**2か月以内**に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

本社・本店を管轄する労働局またはハローワークにお問合せください。

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内**
(個人事業主の場合は3月15日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※確認に約2週間(4月・5月は1か月程度)要しますので、確定申告期限に間に合うよう手続きをお願いします。

③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

最寄りの税務署にお問合せください。

公正な採用選考のために

公正な採用選考って？

- ① 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
- ② 応募者の適正・能力のみを基準として行う。
- ③ 募集に当たり広く応募者に門戸を開く。
この考え方が大切です。



「聞いてませんか？」

本人に責任のない事項

- ① 国籍・本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関する事

本来自由であるべき事項

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

その他の事項

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 全国（大阪においては近畿）高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）・エントリーシートの使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

次回のワーキングニュースは平成27年8月25日発行予定です。